

議員発案第9号

由利本荘市議会議員政治倫理条例の一部改正について

由利本荘市議会議員政治倫理条例（平成20年由利本荘市条例第48号）の一部を改正する条例案を、地方自治法第112条及び由利本荘市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成25年12月24日 提出

由利本荘市議会議長 鈴木和夫様

提出者	由利本荘市議会議員	伊藤順男 ㊟
賛成者	同 上	大関嘉一 ㊟
	同 上	佐藤 勇 ㊟
	同 上	伊藤岩夫 ㊟
	同 上	今野英元 ㊟
	同 上	佐々木隆一 ㊟

提案理由

由利本荘市議会議員政治倫理審査会の委員定数を変更するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

由利本荘市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

由利本荘市議会議員政治倫理条例（平成20年由利本荘市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「10人」を「9人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。